

老振発第0915001号
老老発第0915001号
平成18年9月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



老人保健課長



「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」等
の一部改正について

平成18年4月の介護保険制度の見直し後の各自治体の状況を踏まえ、介護予防支援の委託件数の上限に係る経過措置の見直しを行うこととしたことに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第156号）等が公布され、平成18年9月8日から施行されることから、関係通知の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号、老老発第0331016号）の一部改正
別紙3のとおり改正する。

(別紙 1)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成11年老企第22号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定介護予防支援業務の受託上限 (第25号)</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、法第115条の21第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることができる利用者 (基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域 (厚生労働大臣が定める地域 (平成12年厚生省告示第24号) に定める地域と同じ。) に住所を有する利用者を除く。) の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人につき8人を限度とする。この場合、事業所全体でこの上限を下回っている場合は、適切な範囲で、介護支援専門員同士で役割分担を行うことは差し支えない。なお、指定居宅介護支援事業者は、その業務量等を勘案し、当該上限の範囲内であっても指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定介護予防支援業務の受託上限 (第25号)</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、法第115条の21第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることができる利用者の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人につき8人を限度とする。この場合、事業所全体でこの上限を下回っている場合は、適切な範囲で、介護支援専門員同士で役割分担を行うことは差し支えない。なお、指定居宅介護支援事業者は、その業務量等を勘案し、当該上限の範囲内であっても指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>4 (略)</p>

(別紙 2)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 36 号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
<p>第三 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「<u>指定居宅介護支援等基準</u>」という。)第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を市町村(審査支払を国保連合会に委託している事業者)に届け出て、居宅介護支援費を算定する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 基本単位の取扱いについて (1) <u>平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月末までの取扱い</u> ① (略) ② 平成 18 年 4 月以降指定を受けた事業者 基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者)の数をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を有する利用者を除く。)の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位数を算定する。 また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額の単位数を乗じて算定する。</p>	<p>第三 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を市町村(審査支払を国保連合会に委託している事業者)に届け出て、居宅介護支援費を算定する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 基本単位の取扱いについて (1) <u>平成 18 年 4 月から 9 月末までの取扱い</u> ① (略) ② 平成 18 年 4 月以降指定を受けた事業者 基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者)の数をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位数を算定する。 また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額の単位数を乗じて算定する。</p>	

(2) 平成19年4月からの取扱い

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位を算定する。

また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額単位数を乗じて算定する。

8・9 (略)

10 特定事業所加算の取扱いについて

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

第25号告示第19号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

①～⑧ (略)

⑨ 又関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり35名以下であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならぬこと。

また、指定居宅介護支援等基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者に対する指定介護予防支援の委託を受けていないことと、「介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと」との要件の対象外として取り扱うことが可能であること。

なお、上の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、業務

(2) 平成18年10月からの取扱い

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいい、経過的要介護者を含む。)の総数に指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数(指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数及び経過的要介護者の員数を除く。)に乗じて得た単位を算定する。

また、経過的要介護者については、経過的要介護者の員数に月額単位数を乗じて算定する。

8・9 (略)

10 特定事業所加算の取扱いについて

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

第25号告示第19号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

①～⑧ (略)

⑨ 又関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり35名以下であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならぬこと。

なお、上の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、業務

の支障がない範囲内で、例外的に又の介護支援専門員1人当たり利用者数が35名以内である要件の枠外として取り扱うことが可能であること。

⑩ (略)

(4) (略)

の支障がない範囲内で、例外的に又の介護支援専門員1人当たり利用者数が35名以内である要件の枠外として取り扱うことが可能であること。

⑩ (略)

(4) (略)

(別紙 3)

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について (平成18年老
振発第0331003号、老老発第0331016号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護予防支援業務の委託について 法第115条の21第3項により、指定介護予防支援事業者は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の一部を委託できるととされており、基準第12条は、当該委託を行う場合について規定したものであり、次の点に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一の指定居宅介護支援事業者に委託できる件数は、当該指定居宅介護支援事業所について、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人当たり8件以内である必要がある。ただし、平成18年4月1日以前に既に居宅介護支援事業者の指定を受けている事業者に委託する場合には、平成19年3月31日までの期間については、この限りでないこととされている。また、<u>基準第12条第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する地域(厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)に定める地域と同じ。)</u>に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の委託については、委託できる件数の上限には含めないこととされている。</p> <p>なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評</p>	<p>第2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護予防支援業務の委託について 法第115条の21第3項により、指定介護予防支援事業者は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の一部を委託できるととされており、基準第12条は、当該委託を行う場合について規定したものであり、次の点に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一の指定居宅介護支援事業者に委託できる件数は、当該指定居宅介護支援事業所について、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人当たり8件以内である必要がある。ただし、平成18年4月1日以前に既に居宅介護支援事業者の指定を受けている事業者に委託する場合には、平成18年9月30日までの期間については、この限りでないこととされている。</p> <p>なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評</p>

価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。

また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならぬ。

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 基準第30条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う担当職員の責務を明らかにしたものである。

①～⑭ (略)

⑮ モニタリングの実施 (第15号)

担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービス提供終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合は利用者の居宅で面接を行うことが必要である。

利用者宅を訪問しない月でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行う必要がある。

こうして行ったモニタリングについては、1月に1回はその結果を記録することが必要である。

なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。

さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

また、基準第28条第2項の規定に基づき、モニタリングの

価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。

また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならぬ。

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 基準第30条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う担当職員の責務を明らかにしたものである。

①～⑭ (略)

⑮ モニタリングの実施 (第15号)

担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービス提供終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合は利用者の居宅で面接を行うことが必要である。

利用者宅を訪問しない月でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行う必要がある。

こうして行ったモニタリングについては、1月に1回はその結果を記録することが必要である。

なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。

さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

また、基準第28条第2項の規定に基づき、モニタリングの

結果の記録は、2年間保存しなければならない。

⑩～㉓

(2) (略)

5 (略)

結果の記録は、2年間保存しなければならない。

⑩～㉓

(2) (略)

5 (略)